

公 告

下記のとおり認定通関業者として認定したので、関税法第79条第4項の規定に基づき公告する。

記

1 認定年月日

平成30年 6月 5日

2 認定通関業者の住所及び名称

大分県大分市大字三佐1000番地

鶴崎海陸運輸株式会社（法人番号5320001001803）

TSURUSAKI SEALAND TRANSPORTATION CO., LTD.

3 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称

営業所の所在地	名称
大分県大分市大字中ノ洲1番地8	鶴崎海陸運輸株式会社 港湾部輸出入グループ

4 関税法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称

上記3に同じ

平成30年 6月 5日

門司税関長 郡山 清武